

ひめしゃら

ひめしゃら法律事務所ニュース
2012年9月27日号

vol.7



ひめしゃら法律事務所 〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル1F
TEL. 042-548-8675 FAX. 042-548-8676
http://www.himesyara.com

冤罪の構図



●松縄 ここ数年、東電OL事件や布川事件等について、再審開始決定や再審無罪判決が出されています。その中で、検察官による被告人、弁護人への証拠の開示（証拠開示）の問題が注目されています。これらの事件では、再審請求後の段階になって初めて被告人側に開示された証拠があり、その中に被告人側に有利な証拠がありました。具体的には、再審請求後に、どのような証拠が新たに開示されたのでしょうか。

●大出 布川事件では、犯行現場にいた男性は、被告人達ではなかったという別の目撃者の事件当時の供述調書などが検察官から新たに開示されました。東電OL事件では、被告人以外の第三者が犯行現場において犯行を犯した可能性を示す証拠が開示されました。ですから、布川事件でも、東電OL事件でも、新たに開示された証拠が再審開始決定等にあって大きな役割を果たしたことは間違いありません。もとの裁判でそれらの証拠が開示



座談会

変わりつつある刑事裁判

弁護士／大出 良知・中江 詩織
松縄 昌幸・中田 雅久

裁判員裁判が始まって3年が経過しました。市民参加の裁判員制度が定着してきています。また、近年、再審開始や再審無罪判決が出され再審事件が社会的な問題になっています。現在の刑事裁判の変化について当事務所の弁護士に語っていただきました。

されていれば有罪にはならなかったでしょう。

証拠開示のルール化



●中江 東電OL事件、布川事件の裁判が行われた当時は、検察官請求証拠、つまり、検察官がこの証拠を調べてくれたということで裁判所に証拠調べを請求した証拠だけを被告人側に開示すればいいとされていたんですね。

●中田 実際には、弁護人が検察官請求証拠以外の証拠の開示を求め、その求めに応じて、証拠が開示されることもありました。制度的にはそうでしたね。

●中江 裁判員裁判が実施されるということで2005年11月に改正刑事訴訟法が施行され、公判前整理手続という手続が設けられました。裁判員裁判では、全ての事件にこの手続が適用され、その他の事件については裁判所の判断で適用されることになりました。この手続が設けられたことで、証拠開示のためのルールが初めて法律に規定され、制度的に検察官請求証拠以外の証拠を開示させることができることになり、証拠開示の範囲が拡大されました。この刑事訴訟法の改正はどのような経緯で実現したものでしょうか。

●大出 証拠開示のルール化ということでは、早くから弁護士や学説が強く求めて



座談会 変わりつつある刑事裁判



大出 良知 弁護士

きたことですが、今回の改正は、裁判員裁判の導入と密接に結びついていきます。国民が参加する以上、それまでのような調書裁判で、1ヶ月に1度の公判というような裁判は、許されません。裁判員の方々は、それぞれに仕事や普段の生活があるわけですから、長期間、時間を割いて裁判に関わるというわけにいきません。裁判期間外に記録を見てもらうわけにもいきません。ですから、裁判員裁判は、集中して口頭で直接に証拠を取調べて有罪・無罪を決める裁判でなければなりませんし、それが本来の裁判の姿でもあります。そのためにも、事前の準備が不可欠ですし、その事件に関する証拠を、できる限りあらかじめ知ることができるようにしなければならぬということになりました。

●中江 実際、開示される証拠の量はかなり増えたんでしょうか？

●松縄 そうですね、私が実際に担当した裁判員裁判事件では、検察官請求証拠は約110点でしたが、その他に開示を請求したところ、さらに約190点の証拠が開示されました。

再審請求事件での動き



●松縄 しかし、布川事件や東電OL事件は、再審請求事件ですから公判前整理手続が行われた事件というわけではなく、証拠開示の範囲を拡大の適用もありませんね。そうすると、これらの事件では、再審の段階になって、なぜ新たに証拠が開示されることになったのでしょうか。

●大出 これらの事件も、改正後に公判で審理されていけば、公判前整理手続が行われるはずの事件です。証拠開示が適正な判断にとって重要だということになれば、新たなルールに倣うというのは当然です。弁護側からはもちろん強く要求したと思いますが、裁判所も同様の判断をして、開示を勧告したということだと思います。

●中田 現状、再審事件では、証拠開示についての明確なルールがなく、裁判所や、検察官次第という部分があるのではないのでしょうか。また、控訴審でも証拠

東電OL事件

1997年3月、東京都内のアパートで東京電力の従業員だった女性（当時39歳）が殺害され、現金が強取された事件。強盗殺人容疑でネパール人男性のゴビンダ氏が逮捕された。ゴビンダ氏は一貫して無罪を主張。一審は無罪、二審は有罪（無期懲役）、2003年10月、最高裁はゴビンダ氏の上告を棄却し、無期懲役の有罪判決が確定。2005年3月、ゴビンダ氏は東京高等裁判所に再審請求の申し立てを行った。2012年6月7日、東京高等裁判所は再審開始を決定し、また刑の執行を停止する決定をしたため、ゴビンダ氏は同日中に釈放された。

布川事件

1967年8月に茨城県で大工の男性（当時62歳）が殺害され、現金10万円余りが奪われた強盗殺人事件。桜井昌司氏（当時20歳）と杉山卓男氏（当時21歳）が逮捕、起訴された。一審有罪（無期懲役）、二審は控訴棄却、1978年7月、最高裁は上告を棄却し、無期懲役が確定した。両氏は1996年11月に仮釈放された後も無実を訴え、2001年12月に第二次再審請求を水戸地裁土浦支部に申し立て、同支部は2005年9月に再審開始を決定した。2010年7月に再審第1回公判が開かれ、その後2011年5月24日、両氏に無罪の判決が言い渡された。

証拠一覧表の開示



開示の問題は生じ得ると思います。控訴審や再審における証拠開示についても、立法による手当てがされる必要があるかと思えます。

●松縄 東電OL事件や布川事件以外にも再審請求事件はありますが、検察官が被告人側からの証拠開示に応じている事件が他にあるのでしょうか。

●大出 昨年に再審開始決定のあった福井女子中学生殺害事件や現在再審請求中の袴田事件でも、新たに大量の証拠が開示されています。

●中江 裁判員裁判の施行後3年が経過して、制度の見直しを検討する時期になっています。日本弁護士連合会（日弁連）



中江 詩織 弁護士



松縄 昌幸 弁護士

も改革提案の意見書を発表しています
が、その中で、証拠開示規定の改正とい
うことが言われています。具体的には、
捜査機関の作成、入手した証拠のリスト
(一覧表) の開示等ということですが、こ
れはどういう意味でしょうか。

●大出 一言で言えば、検察官の手に
どのような証拠が開示のまま残ってい
るのが被告人・弁護人に分からないこ
とです。分からないままに弁護人が手探
りで開示を請求することになりますか
ら、開示されるかどうかは弁護人の請求
の仕方にかかってしまったり、開示され
ない場合にも、そのような証拠が本当に
検察官の手にないのかを確認すること
ができないことです。

●松縄 そうですね、実際に証拠の開示
を請求する際には、苦労したこともあり
ます。というのも、開示を請求する証拠
は、被告人・弁護人側で特定しなければ
なりません。しかし、実際に検察官がど
のような証拠を持っているかは明らかで
ないため、どのような捜査が行われ、ど
のような証拠が作成されたはずであるか
を考えて、開示の請求を行わなければな
りません。



中田 雅久 弁護士

●中田 もちろん、通常なされる捜査に
ついては、経験のある弁護士であれば相
当程度推察できます。また、取調べの中
で被疑者が捜査官からぶつけられた情報
等を聞き取ることで、行われている捜査
の内容を読み取ることもできます。捜査
段階では、そのような読みに基づいて弁
護方針を立て、アドバイスを行います。
しかし、捜査手法を、完全に予想するこ
とは困難な場合もあります。

●松縄 その他に開示
を受けた証拠があつ
ても、一定の類型に該
当しない証拠もしくは
被告人側の主張に関連
しない証拠について
は、開示の対象になり
ません。そこで、例え
被告人側に有利な証拠
であっても、これらに
当たることが論理的に説明できなけれ
ば、開示の対象にはなりません。このよ

うな点は、現在の制度の不十分なところ
かなとも思います。



●松縄 日弁連が提案している証拠のリ
ストの開示等の証拠開示の制度が実現す
れば、証拠開示の問題はなくなるのでし
ょうか。

●大出 いえ、そういうわけではありま
せん。そのように捜査機関が作成又は入
手した証拠は原則開示されるということ
になると、今度は、捜査機関が被告人側
に有利な証拠は作成しないという事態が
生じることがあります。証拠を作つて
しまうと被告人側に開示されてしまうわ
けですから、被告人側

に有利な情報であれ
ば、そもそも証拠を作
らないということですが、

●中田 現在、被疑者
取調べの可視化とい
うことが問題にされてい
ますが、参考人の取調
べについても、供述過
程がわかるようにされ
る必要があると思いま
す。被疑者については、
弁護士の努力で、取調

べ状況の把握や、公判で問題になった時
に備えた対応もありませんが、参

考人については、それも困難ですから、
制度的担保が必要だと思えます。

●松縄 そうですね。確かに、被疑者・
被告人については、面会の際に、取調べ
の中でどのようなやり取りがあったの
か、なぜそのような調書になったのか確
認することができますが、参考人につい
ては、そうはいきません。

●中田 また、供述証拠ではなく客観的
な証拠が重視されるようになれば、客観
的な証拠の作成過程をより正確に記録し
ておくことや、科学的証拠を後日検証で
きるように資料の保管を義務付けること
等も重要になると思います。

●大出 客観的な証拠の重視というの
は、とても重要ですね。供述証拠には、
内容に誤りが含まれている危険性があ
り、そのため、供述証拠を重視して裁判
を行うと、必然的に冤罪発生の危険性は
高くなります。しかし、実際にはこれま
で、供述証拠の信用性が安易に肯定され
てきた傾向にあると思います。将来的に
は供述調書を用いない刑事裁判が実現さ
れねばなりません。

所員のつばき



ロンドン五輪は男女平等という点からも画期的だった。女子ボクシングが加わり全競技に女性選手が参加。さらにサウジアラビアなど、イスラムの三国が禁を解いたので、女性選手が参加しない国・地域はなくなった。1948年には9.5%だった女性選手の割合は、北京五輪では42%となり、今回は女性選手の数が男性選手を上回る国・地域が出てきた。日本でも293人中156人で53%が女性で大活躍する選手が目立った。しかし、「なでしこ」ジャパンの選手たち。引退した後はどうなるのだろう。女性のコーチは男性の30分の1以下。日本サッカー協会の幹部は27人中女性は1人の状況という。今や日本スポーツ界は「女子が引張っている」現状なのに、女性アスリートの地位はまだ低い。スポーツ界でも男女共同参画の実現が今後の課題だろう。



弁護士 杉井 静子
Sugii Shizuko

フェルメールの作品は現在世界で30数点しかないそうである。その1割が日本にきているというので、暑い中、上野の美術館に出かけた。やはりよかったのは「真珠の耳飾りの少女」。いろんな感想があるだろうが、フェルメールの絵を見て感心するのは、彼には自分の生きている世界と時代がわかっていたと思われること。私は昔ロンドンに行ったさいナショナルギャラリーで「フェルメールとデルフトの仲間たち」という展覧会をやっていて「牛乳を注ぐ女」をみて感激した。働く女性の腕がまるで生きているかのような感じ。それにして日本人のフェルメール好きはいいなだろう。



弁護士 杉井 厳一
Sugii Genichi



弁護士 大出 良知
Ode Yoshitomo

再審請求中の名張事件と東電OL事件は、明暗を分けることになりました。しかし、東電OL事件の再審開始基準からすれば、名張事件も当然再審を開始すべきだったと思われま。それが、1975年に最高裁が有名な白鳥決定で示した再審開始についての基準にも合致していると考えられます。長い冬の時代を経て、ようやく刑事裁判に「疑わしいときは被告人の利益に」という鉄則が、実質的に機能しはじめたようにも思います。これも司法改革の成果だと考えられます。名張事件でも、一日も早い再審開始が強く望まれます。名張事件の死刑囚奥西勝さんは、86歳で今病床にあります。

再審請求中の名張事件と東電OL事件は、明暗を分けることになりました。しかし、東電OL事件の再審開始基準からすれば、名張事件も当然再審を開始すべきだったと思われま。それが、1975年に最高裁が有名な白鳥決定で示した再審開始についての基準にも合致していると考えられます。長い冬の時代を経て、ようやく刑事裁判に「疑わしいときは被告人の利益に」という鉄則が、実質的に機能しはじめたようにも思います。これも司法改革の成果だと考えられます。名張事件でも、一日も早い再審開始が強く望まれます。名張事件の死刑囚奥西勝さんは、86歳で今病床にあります。



弁護士 松縄 昌幸
Matsunawa Masayuki

お酒を上手に飲めるようになりたいです。もともとは、お酒がおいしいとは全然思っていませんでしたが、3、4前くらい前から、少しずつおいしさがわかるようになりました。それでも家で飲むことはほとんど無かったのですが、今年くらいから、家でも飲むようになり、最近ではさらに、家で飲むお酒の種類も増えてきました。飲む量も増え、飲み過ぎでしまい、翌日にいろいろと反省することも度々あります。もういい大人なので、自分に合った飲み方を覚えていきたいと思います。

もういい大人なので、自分に合った飲み方を覚えていきたいと思います。

私が監督を拝命している当事務所のソフトボールチーム「立川姫ゴズ」は、昨秋のソフトボール大会で準優勝という好成績を収めることができた。今年は優勝！と意気込んでいたのだが、最近、右肩に痛みの症状が出てきた。自分としては、昨秋の準決勝、決勝をピッチャーとして投げ抜いた代償だと思っていたが、医師いわく「肩関節周囲炎（いわゆる四十肩）」とのこと。「痛み解消まで半年くらい」との見立てを受け、現在、通常の仕事のほか、肩周囲のリハビリ体操にも負われる日々を過ごしている。



弁護士 伊吹 勝美
Ibuki Katsumi

ここ数年通っている美容室に髪を切りにいくと、必ずと言っていいほど毎回「髪を染めてみないか」と勧められます。私は染める気が全くないので、適当にお断りをするのですが、もっとも効果がある断り方は「職場で染めてる人がほとんどいない」というものです。これを言うと美容師さんは勝手に納得してくれます。日本人の、周囲に合わせすぎる文化は根強いなあと感じる今日このごろです。



事務局 両部 奈緒
Ryobe Nao

今年の5月、ファイナンシャル・プランナーの資格を有した仲間たちと共著した「くらしの相続Q&A—もめない相続のために—」（新日本法規出版）を上梓しました。

法律面からみた相続の基本だけでなく、ライフプランに添った広い視野に立って、相続税対策や保険の活用、中小企業経営者の相続、大天災が相続手続に与える影響も網羅していることが本書の特徴です。本屋さんに並んでいたらお手に取っていただけたら幸いです。これからも、暮らしに沿った仕事をしたいと思っています。



事務局 尾久 陽子
Ogyu Yoko



事務局 日下 努
Kusaka Tsutomu

この原稿は7月中旬に書いていますが、梅雨も明け、夏が到来し、熱風が吹き、太陽が肌と地表を焦がしています。同じ時期に南アルプス山系に登山に行きましたが、標高2800メートルの高地では爽やかというか、寒いぐらいの気温でした。さらに同時期に首都では「原発」問題が燃えさかり、いつ爆発するかわからない状況です。そして今は秋、「熱」が冷める時期ですがまだまだ熱は冷めそうになさそうです。その渦中に自分もいて、季節と時代の変わり目を体感したいところです。

本年1月に、法テラスのスタッフ弁護士として1年間の養成を受けるため、ひめしゃら法律事務所に入所致しました。入所を契機に関西から引っ越してきたため、最初のうちは知らない地名ばかりであった多摩地域にも愛着が出てきた今日この頃です。入所してからこの間、民事刑事とも様々な事件を担当させて頂きました。来年1月からは高知県にある法テラス須崎事務所勤務することになります。愛着が出てきたこの地を離れることには寂しい気持ちもありますが、新しい場所でも、この1年間の経験を生かし、日々精進していきたいと考えています。



弁護士 中江 詩織
Nakae Shiori



弁護士 杉野 公彦
Sugino Kimihiko

ひめしゃらニュースが皆様のお手元に届くころ、弁護士登録して丸6年経過したことになります。相変わらず仕事に追われ、なかなか趣味の時間もとれない毎日ですが、最近は、通勤や裁判所への移動時間中は「読書の時間」と割り切って、カバンには常に硬・軟2冊の本を入れて移動しています。座れなかったり、疲れてしまうとなかなか「硬」の方にたどり着けませんが、仕事以外の活字離れが顕著な昨今、仕事に有益無益を問わず(もちろん役に立ってより良いですが……)、続けていきたいものです。

皆様ご案内のとおり、草食系男子として名高い自分は、今日も緑の野菜をジャンジャンバリバリ食べています。最近の野菜は、昔の野菜に比べれば、青臭さも抑えられ、随分食べやすくなっていると思うのですが、子どもは全然食べてくれません。逆に、一日一個だけという約束のもと、間食の種類が、アメ、チョコレート、チューベット、サラミソーセージと増えており、一日一個という限定を付ける意味が薄れています。完全に相手の思うツボですが、見つめられると断れないので仕方ありません。この夏は、各地で子どものいじめに関する痛ましい事件がいくつも報告されました。私が所属する東京三弁護士会多摩支部では、今年度から弁護士による子どもの悩み事相談を開始しており、私も相談を担当しています。弁護士として、父親として、子どもたちのためにできることを考えていこうと思っています。

弁護士 中田 雅久
Nakata Masahisa



事務局 森元 衆代
Morimoto Tomoyo

「格差の大きい不平等な社会は健康状態の悪化を生む！」格差が社会に及ぼす影響を種々の指標から考察した、リチャード・ウィルソン&ケイト・ピケット共著の「平等社会」によれば、「1人あたりの平均所得・医療費が、アメリカ人は、ギリシャ人の2倍、病院のハイテク機器は勿論アメリカの方が整っているが、ギリシャの方が平均寿命は長く、乳児死亡率は40%も低い。」のだそうです。グローバル化の下、金融危機や災害等、その損失を社会化して、利益は私有化するシステムでは、国の総所得が増大しても、貧困の軽減にはならないし、再分配も平等拡大も意味せず、格差も広がるばかり... 孫たちにつなぐ未来は、もう一つの選択、平和で平等な社会であって欲しいと願っています。

8月15日も間近だ、戦争の話しようか。前の事務所でも同僚弁護士が「おれの身内で今度の戦争で死んだ者はいない」と言っているのを聞いた。へえー、そんな家もあるのか、と思った。

私の父はシベリアで死に、父の弟はフィリピン沖で死んだ。母の姉妹3人は全員が夫を亡くし、父の妹で終戦までに結婚していた4人のうち3人が夫を亡くした。残る1人の夫だけシベリアから帰ってきた。

私のまわりではそんなことは普通である。私とその弁護士は裁判官のときも同じ団体に入り、弁護士としても同じ組織に入った。違うところは彼の父君が海軍少将で私の父が現役ではないが陸軍上等兵だったところか。

それが境遇を分けた、というのはあまりに単純な割り切りかたで、偶然の可能性のほうが大きいとは思いますが、社会的地位が身内の境遇を分けたと考える方が話としては面白いではないか。そして、政官の戦争指導者や軍の幹部の子弟に戦争の犠牲者が少ないのは客観的には事実である。

いま、武器輸出禁止三原則の撤廃、集団自衛権行使の見直し、憲法改正への着手発言と、戦争とファシズムへの道を、親が国会議員であったというその子の政治家たちや父祖が築いた財産を転がしている財界人が、身内を戦争で失った痛みも自らは知らず、戦争で物心の利益さえ得ていた脳天気さのままに愛国心やポピュリズムをバネに踏み出そうとしている。



弁護士 宮本 康昭
Miyamoto Yasuaki



弁護士 麻生由里亜
Aso Yuria

弁護士になって2年目に突入しました。1年目は目の前のことで精一杯で、あっという間に時間が過ぎてしまった感がありましたが、今年に入ってから、事務所開催の市民法律講座を担当したり、原発被災者弁護団に参加するなど、様々な活動に関わるようになりました。また担当事件についても、多種多様な事件に関わるようになりました。全てが目新しく、かつ困難な問題が山積しており、日々勉強の毎日ですが、これからも出来る限り時間を割いて、前向きに取り組んでいきたいと思っています。

今年1月に入所した長井です。脱原発の運動がメディアも無視できない大きなうねりを生み出している。特徴の一つに、これまで「運動経験なし」というひとたちがインターネット上のコミュニティを通じてつながり合流してきていることがある。また僕の住む杉並区の運動もユニークで、デモ隊の先頭には子連れで安心して歩きたいパパママ隊を据え、DJカー、カラオケカーが盛り上げ、デモに欠かせない専用のシュプレヒコール隊が後に続く、まさに「有家無象」の楽しいデモ。



事務局 長井 健治
Nagai Kenji

もやもやとした時代を自分たちの新しい力で切り開きたい。



「江夏の21球」——球審の眼——

元パ・リーグ審判部長 前川 芳男さん



前川芳男さんは、プロ野球審判員として3000試合を超える試合で審判員を務められました。前川さんが出場された試合の中には、プロ野球史に残るような試合も多数あります。今日は、その中から、秘話中の秘話をお話していただきます。

〈聞き手〉 伊吹勝美 弁護士

〈伊吹〉私の方から、「江夏の21球」伝説をご説明しましょう。

◎舞台

1979年の日本シリーズは、近鉄と広島が対戦し、両者3勝3敗で第7戦を迎えた。勝ったチームが日本一という状況で、広島が4対3と近鉄をリードして迎えた9回裏、広島江夏投手は無死満塁のピンチを作ったが、スクイズを外し、3塁走者をアウトにするなどして、無失点で切り抜け、広島が球団史上初の日本一になった。なお、スクイズの場面は、3塁走者の動きから江夏投手がスクイズを察知し、打者への投球を外角高めに外して投げたというのが「伝説」になっている。

〈前川〉私はあの試合で球審を務めたのですが、実際に感じたところは「伝説」とは違います。あの日は、ずっと小雨が降り続いており、マウンド上もぬかるんでい

とっておきの話

連載 6



て、かなり滑りやすい状態になっていました。私が、マウンドの状態を確かめに行き、江夏投手と話をした際に江夏投手は「マウンドの状態が悪くて投げられない」という話を私にしています。天候やグラウンド状態から、私は、もし9回終了時点で同点であれば、引き分けによる試合終了を考えていました。

問題の場面ですが、江夏投手の投球は、右打者の外角高めに大きく外れてきました。打者の石渡選手はスクイズバントをし

ようと懸命に飛びつきましたが、バットには当たらず空振りとなり、飛び出していた3塁走者はタッチアウトになりました。このときの投球について、スクイズを察知した江夏投手がとっさの判断で、外

角高めに投げてスクイズを外したという説が有力です。しかし、私が主審として見ていた限り、江夏投手はあえて外球が偶然すっぽ抜け、外角高めに外れたの

ではないかと思っています。このとき江夏投手が投げようとしていた球種が、抜けやすい「カーブ」であったこともこの根拠になると思っています。私は当時からこのように考えていました。ただ、江夏投手のすばらしい実績とこの件で、広島がはじめて日本一になったことから、伝説になったのかもしれませんが。

〈伊吹〉ところで審判員は、公平でなければならぬとされていますが、この点で現役審判員当時に、気をつけていたことはありますか？

〈前川〉移動の際、飛行機などで、選手が一緒にならないようにとか、宿舎の移動と一緒にしないようにとか、ファンの方に誤解を受けないよう、常に気をつけていました。また、地方遠征に行つて食事をする店が少ない場合には、審判団は、選手と合わないようにするため、外での食事を諦め、宿舎内で済ませることが多いです。

〈伊吹〉審判員というのは、プロ野球機

構とはどういう関係なのですか？

〈前川〉法的にいえば、雇用契約ではありません。ですから、試合時間がどれだけ長くなっても残業代が出るわけではありません（笑）。審判員の世界も厳しくて、1年ごとに契約が更新され、成績が伴わない場合は、次年度の契約がされないこともあります。

〈伊吹〉審判員という職業は、身分的にはかなり不安定なのですね。

〈前川〉普通の会社員とは全く違いますね。また、退職金等についてもはっきり決まっておらず、将来の生活について不安に思っている審判員も少なくないと思います。私は既に現役を引退しましたが、後輩の審判員たちが将来の不安なく、審判員を続けていけるよう応援していきたいと思っています。



前川芳男さんのプロフィール

1967年パ・リーグ審判部に入局。1995年審判部長となり、1998年現役退任と同時に指導員となった。しかし、審判技術のみならずその人望を高く評価され2005年1月から指導員兼任でパ・リーグ審判部長に再度就任した。特命顧問を経て、2010年末に退職。通算3009試合出場、オールスター出場6回、日本シリーズ出場16回。現在は、プロ野球マスターズリーグ審判員のほかTV、ラジオ等でも活躍中。

家庭裁判所の手続きが 変わります！

弁護士 杉井 静子



みなさんは離婚をしたときや相続でもめたとき、あるいは親が多額の借金をして死亡した場合に相続放棄をするとき等に家庭裁判所を利用するでしょう。

その家庭裁判所を利用する手続きを定める法律が改正されて、新しい法律（家事事件手続法）が来年1月から施行されます。私は政府の法制審議会のメンバーとして家事事件手続法の立法過程にかかりました。みなさんに解りやすく利用しやすい手続法のポイントを御紹介します。

1 調停手続きの改正

まず大きく変わるのは調停申立書の写しの相手方への送付や、審判の申立書の写しが相手方に送られることです。これまでは相手方には期日の呼出状だけが送られてきましたので、申立人が何を求めているの为期日に向いてみないとわからないことがよくありました。また、相手方に対する誹謗中傷を書きつらねる申立書も見受けられました。これからはそうしたことはつし、相手方に自分の言い分を正しく伝え、相手方もそれについての反論を準備してきてもらおうという趣旨です。

調停中に提出する書面や資料はすぐには相手方の目にふれませんが、調停が不成立になって審判に移ったときは、原則として記録の閲覧謄写が許されます。そこで最終的には相手方の目にふれることがあるという前提で提出する必要があります。

また、遠隔地であったり、必要性が認められる場合は裁判所に出頭しないでも電話会議やテレビ会議で調停や審判に参加でき

ることになりました。調停に代わる審判を利用できる範囲も拡大しました。

2 手続きの透明化など

家事審判には、相手方がいて調停ができていない事件（今までの乙類。新法では別表第二）は、調停が不成立になると自動的に審判に手続き移行しますが、一段と手続きの透明性を確保するための特則がもうけられました。たとえば裁判所は原則的に当事者の陳述（言い分）を聴かなければなりませんし、申出があれば審問（ミニ法廷のようなもの）を開き、双方当事者はそれに立会う権利をもちます。また当事者は証拠調べの申立権もあります。さらに裁判所は審理を終結する日と審判日を指定しなければなりません。これにより審判の予測がつき、少なくとも「いつ審判が出るかさっぱりわからない」といった状況は解消されます。なお別表第一（従来の甲類）の事件についても記録閲覧謄写権のほかにも証拠調べの申立権など当事者の手続き保障が強化されました。

3 子どもの地位の強化

離婚の際、どちらが親権者になるか、子どもとの面会交流をどうするか親同士が争っている事件では、実は子どもが最も利害関係をもっています。今までは子どもはカヤ（手続き）の外でしたが、今後は判断力がある子どもは調停や審判の手続きに参加することが出来るようになります。しかも弁護士である「手続代理人」を選任することが出来るようになります。

これまでも審判になると満15歳以上の子どもの意見を聴く必要がありましたが、新法では調停でも審判でも「年齢及び発

達の程度に応じて」裁判所は「子どもの意思を把握し考慮すること」が義務づけられました。

4 その他の改正

審判が出た後、不服であれば高等裁判所に即時抗告（民事でいえば控訴）が出来ますが、抗告状の写しも相手方に送付が義務づけられます。また高等裁判所での「調停」も可能になりました。



Column

“フット・ア・セット”

事務局 長井 健治

セルフジャッジの7人制サッカーをご存じですか？審判が存在せず選手の自主申告で試合をコントロールするサッカーです。発祥の地フランスではフットサルよりも親しまれているとのこと。僕は1998年から3年間ほどフランスに留学し、現地のクラブでサッカーを経験しました。現在では、僕の所属する新日本スポーツ連盟の全国サッカー競技会が主体となって、各地でフット・ア・セット（仏語で7人制サッカーの意味）の大会を定期的で開催しており、フランスのスポーツ団体との国際交流にも取り組んでいます。セルフジャッジの特徴として、選手一人ひとりが試合をコントロールしようとするところから、プレーに自己抑制が働き、フェアな試合となります。例えば、ボールが手に触れてしまえばその本人が自己申告します。通常のサッカーのように審判に見られず笛を吹かれなかったからそのままプレーを続行してしまうとはなりません。見ていてもプレーをしていても気持ちのいいものです。真剣勝負にならないのでは？とよく聞かれますが、各大会のレベルは非常に高く、熱いたたかいが繰り広げられます。スポーツの楽しみ方の一つとして広く知ってもらえたらと思っています。



原発事故による賠償請求

弁護士 麻生由里亜

昨年3月の東日本大震災による原発事故により福島多くの住民が遠方への避難を余儀なくされ、現在も約16万人が自宅を離れて生活しています。東電から被災者に送付された賠償請求のためのパンフレットの是非につき報道されていたことは皆さまのご記憶にも新しいかと思いますが、被災者の間では、東電が示した賠償額では将来の生活設計が立たない等の不安が広がっています。

そこで、東京の三つの弁護士会が共同し、被災者支援のため東日本大震災による原発事故被災者弁護士団を結成しました。弁護士団では、被災者からの相談を受け、賠償請求の支援をしています。当事務所からも4人の弁護士が参加し、現在5世帯の相談を受けています。

避難者の方から、事故時の緊迫した状況や、住居を転々とした苦勞、故郷への思いをお聞きし、被害の深刻さを痛切に感じます。弁護士ができることの限界を感じることがありますが、少しでも被災者の方の生活再建の一助となるよう、今後も支援活動に取り組んでいきたいと考えています。



姫木平地代減額訴訟

弁護士 杉井 厳一

昨年11月、長野県姫木平地別荘地の住民108人が、長和町大門財産区を相手に地代の減額と過払地代の返還を求め、長野地方裁判所上田支部に対する地代減額等請求の訴えを提起しました。その後更に4人が原告に加わりました。

この裁判は、当事務所に住民の方々から、別荘地の地代が同じ財産区への別荘地と比較して倍近く高額であり、不当ではないかとの相談を受けたことから始まりました。そこで私たちは、別荘地に足を運んで調査を行い、昨年6月、上田簡易裁判所に調停申立をしました。しかし、財産区が話し合いに応じなかったため、訴訟提起となったのです。

裁判では毎回マスクミ関係者も傍聴しており、地域の関心が高いことが分かります。裁判は地代が近隣別荘地と比較して高額なことや財産区との契約締結の不当さが具体的証拠により明らかになり、すでに終盤をむかえています。

住民は「姫木平をよくする会」を結成して、地代だけでなく管理全般にわたる改善を求める運動をしています。

編集後記

■衛星から観測している北極の氷が今年観測史上最小になった、との報道がありました。毎年、氷の大きさは変わるそうですが、また、世界中の氷河も減少傾向にあるとのこと。これらは、いずれも地球温暖化による影響だそうです。日本および世界中で地球温暖化を抑えつつ、原発に替わる新しいエネルギーが今後の課題になっています。

■事務所ニュースの編集を担当して2回目を終わりました。メイン企画である座談会は例年外部の方を招いておこなってきましたが、今回は所員のみでおこないました。お読み頂いた感想をお待ちしております。(K)

当事務所には、駐車場がありません。最寄りの駐車場はタイムズ高松駅前になります。(30分100円)

ひめしゃら法律事務所

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1
 アーバス立川高松駅前ビル1F
 TEL. 042-548-8675
 FAX. 042-548-8676
 受付時間 9:30~17:30 月~金(祝日除)

アクセス

- モノレール立川北駅から上北台行1つ目 高松駅下車 裁判所側出口から徒歩1分
- 立川駅北口から徒歩15分

ホームページもご覧ください